

船舶事故調査報告書

平成30年9月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年4月27日 02時30分ごろ
発生場所	山形県鶴岡市鼠ヶ関港西北西方沖 鼠ヶ関灯台から真方位302°9海里付近 (概位 北緯38°38.3′ 東経139°22.6′)
事故の概要	漁船海栄丸は、西進中、また、漁船翔豊丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年5月1日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 海栄丸、2.9トン YM3-5033（漁船登録番号）、個人所有 第211-17668号（船舶検査済票の番号） B 漁船 翔豊丸、2.9トン YM3-4541（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 右舷船尾部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、鼠ヶ関港西北西方沖の大瀬付近の漁場に向け、約7ノットの対地速力で自動操舵により西進中、船長Aが、平成30年4月27日02時15分ごろ船首方に紅色の灯火を認め、A船の前路を左方に向けて航行している漁船のげん灯であり、同じ針路で航行すれば衝突することはないと思い、前部甲板で操業の準備を行っていたところ、02時30分ごろ船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 船長Aは、A船の損傷が軽微であり、B船が僚船との無線で特に問題ない旨を話しているのを傍受したので、B船の損傷も軽微であると思い、漁場に向けて続航し、操業を行った後、A船を操縦して鶴岡市小岩川漁港に帰港した。 A 船は、本事故当時、赤色全周灯、白色全周灯、マスト灯、両色灯、船尾灯及び作業灯を点灯していた。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、大瀬付近の漁場において漂泊中、船長Bが、航行中の他船が漂泊中のB船を避航すると思い、操舵

	<p>室で操業場所の確認を行っていたところ、A船と衝突した。</p> <p>B船は、自力航行可能であったので、操業を行った後、船長Bが操縦して小岩川漁港に帰港した。</p> <p>船長Bは、帰港後、118番通報を行った。</p> <p>B船は、本事故当時、赤色全周灯、白色全周灯、両色灯及び作業灯を点灯していた。</p>
分析	<p>A船は、西進中、船長Aが、船首方に紅色の灯火を認めた際、A船の前路を左方に航行している漁船のげん灯であり、同じ針路で航行すれば衝突することはないと思ひ、操業の準備を行っていて見張りを行っていなかったことから、前路のB船が漂泊していることに気付かずに航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、航行中の他船が漂泊中のB船を避けると思ひ、操業場所の確認を行っていて見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が西進中、B船が漂泊中、船長A及び船長Bがいずれも見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、自船の航行に支障がないと思ひ込まず、適宜周囲の状況を目視で確認するなど、継続した見張りを行うこと。 ・操船者は、航行中、みだりに操舵室から離れないこと。 ・漂泊中であっても、周囲の見張りを行って接近する他船の早期発見に努め、必要に応じて衝突を避けるための措置を採ること。 ・衝突後は、本船及び相手船の負傷者の有無、船体損傷状況等を確認し、速やかに海上保安庁へ連絡すること。